

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
5月2日  
(金曜日)

## 目 次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....一

道路の位置の指定(建築指導課).....二

公告

一般競争入札の実施(情報企画課).....二

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....六

調理師試験の実施(生活衛生課).....七

土地改良区役員の届出(農村整備課).....八

基本測量の実施(監理課).....九

人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....一〇

公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....一〇

公安委規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程.....一〇

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一〇

### 山口県告示第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地



改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

下関市王喜土地改良区

平成二〇、四、一八

下関市王司土地改良区

" " 二二三

### 山口県告示第二百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先

(二) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	二七五メートル
本 体 工	二〇五メートル
遮 水 工	一九四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年五月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
 

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成二十年五月七日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年五月二十七日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六一三一一三三一一)にすること。

### 山口県告示第二百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
長門市仙崎字横田二一の一五	四・〇	四六・〇	一八四・二〇



### (二九二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
- (一) 次に掲げる業務の委託
    - 電子県庁基幹システム再構築業務 一式
  - (二) 業務の内容
 

入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 履行期間
 

契約締結の日の翌日から平成二十六年九月三十日までの間
  - (四) 履行場所
 

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十年五月二日から同年六月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十七年四月一日から平成二十年五月二日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて、一に掲げる業務(以下「本業務」という。)と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又は電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十年六月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年六月十三日午後二時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十年六月十三日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、文書管理システム及び総務事務

システムに係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、文書管理システム及び総務事務システムに係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能評価（システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 八百点
- (2) 機能評価

全体計画 二百七十点

システムの要件 百五十点

職員認証基盤システム 百五十点

職員ポータルシステム 八十点

サービス連携基盤システム 百二十点

文書管理システム 百四十点

総務事務システム 二百九十点

4 適否判定

電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の（一）の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としない。

- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否  
要

- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年五月二十一日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年五月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 本業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

- (五) 契約保証金  
免除する。

- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

- (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課（電話〇八三一―九三三―二八六一）に問い合わせるよう。

十三 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring of the e-Prefectural government core system

- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2014

- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)

- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., June 12, 2008 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., June 13, 2008)

別表第 1

評価の項目	評価の基準
提案の趣旨	電子県庁基幹システムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、設計及び開発並びに運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	1 計画の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。 2 適正かつ効率的な作業の日程が提案されていること。また、設計が設計を開始する時点からシステムを安定的に移動させることができるまでの工程の考え方や日程が明確に記述されていること。
プロジェクト管理	適正なプロジェクト管理に対する考え方やその実施の手法について、次に掲げる事項に留意して明確に提案されていること。 (1) 管理項目及びその管理内容 (2) 責任体制及びコミュニケーション不足に起因する誤りの防止策
ライフサイクルコストの低減	1 ライフサイクルコストの低減を図るために導入する手法について、具体的に提案されていること。 2 設計及び開発の段階と運用の段階とに区分して記述されていること。 3 それぞれの具体的な手法による低減の効果を数量的に把握して明確に記述されていること。
実現の方式	1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。 2 提案されている方式の優れている点について明確に記述されていること。 3 パッケージソフトウェアを利用する場合は、本業務と同等以上の規模のソフトウェアにおける実績が示されていること。
サービスの品質保証	仕様書に定める個々のサービスに係る品質の定義及び管理について、責任体制を含めて具体的に提案されていること。
互換性の要件	職員が利用しているすべての端末において提案に係るシステムを利用することが可能であり、かつ、既存のアプリケーションソフトウェアの動作にも影響しないこと及び他の業務に係るシステムが問題なく動作することが具体的に証明されていること。
教育研修	仕様書に基づく教育研修について、各年度ごとの実施の計画(人員の配置及び教育研修の内容を含む。)が具体的に提案されていること。
セキュリティ対策	システムへの不正アクセス及び悪意のある攻撃から電子県庁基幹システムを保護するために講ずるセキュリティ対策について、システムの構築上の対策と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。
業務に従事する者の経験及び資格等	1 システムを設計し、開発し、及び構築する時からシステムを安定的に稼働させることのできるまでに50パーセント以上に従事する者が見込まれる(各工程に限る。)の所属部署、役職、資格(1から3まで)のうち少なくとも1名が、本業務に利用しようとしているパッケージソフトウェアに関する知識及び経験を有している場合、当該資格に該当する事項を含む。)、経歴、実績及び担当業務について記述されていること。 (1) サービス指向アーキテクチャによるシステム設計及び開発に関する知識及び経験を有する者 (2) 認証基幹システム又はサービス連携基幹システムに関する知識及び

システムの要件	システムの概要
端末機器の管理	1 職員認証基幹システムにより認証する端末機器の管理について、その基本的な考え方や具体的な実現の方法が明確に提案されていること。 2 端末機器を管理する上でのセキュリティ対策について記述されていること。
運用体制	運用に関する基本方針、全般の運用計画、責任体制及び特色について、具体的に記述されていること。
システムの保守	電子県庁基幹システムの保守に関して、基本方針、特色及び実施内容が具体的に記述されていること。
システムの概要	職員認証基幹システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特徴が明瞭かつ簡潔に記述されていること。
実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウェアその他の既存のソフトウェアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
パッケージソフトウェア	1 パッケージソフトウェアについて、次に掲げる事項に留意して記述されていること。 (1) 製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績 (2) データの管理、保管及びバックアップの方法 (3) 各種の基本情報の投入の方法 2 主要な操作画面のスクリーンショットが業務のフロー図に沿って提示されていること。
システムの実現	利用者がアプリケーションソフトウェアを利用する際、一度認証を受けるだけで、その者に対して許可されているすべての機能を利用することができ、よくなる機能の実現の方法について、次に掲げる事項に留意して具体的に提案されていること。 (1) 他のシステムと連携する際に注意すべき事項 (2) 現時点で接続することができるシステム並びにその概算経費及び協力体制
システムの概要	職員ポータルシステムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特徴が明瞭かつ簡潔に記述されていること。

職員ポータルシステム	実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバックアップソフトエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
	バックアップソフトウエア	1 バックアップソフトウエアについて、次に掲げる事項に留意して記述されていること。 (1) 製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績 (2) 各種の基本情報の投入の方法 (3) 各種の基本情報の投入のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。 (4) 主要な操作画面のスクリーンショットが業務のフロー図に沿って提示されていること。
サーバ連携基盤システム	システムの概要	サーバ連携基盤システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。
	実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバックアップソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
文書管理システム	システムの概要	文書管理システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。
	実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバックアップソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
総務	バックアップソフトウエア	1 バックアップソフトウエアについて、次に掲げる事項に留意して記述されていること。 (1) 製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績 (2) 各種の基本情報の投入の方法 (3) 各種の基本情報の投入のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。 (4) 主要な操作画面のスクリーンショットが業務のフロー図に沿って提示されていること。
	実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバックアップソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。

事務	管理者支援機能	における利用の実績 (2) 子データの管理、保管及びバックアップの方法 (3) 各種の基本情報の投入の方法 (4) 主要な操作画面のスクリーンショットが業務のフロー図に沿って提示されていること。
	バックアップソフトウエアの拡張性及び柔軟性	本業務の履行期間中に制度改正、書式変更、組織改編等が行われた場合にバックアップソフトウエアにおいてどの程度対応することが可能か、その際に見込まれる経費等について明確に記述されていること。
システム	旅費計算システム	1 旅費計算システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。 2 仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバックアップソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。 3 背景内自動車旅行の行程、旅程の検索及び旅費の計算のため、に利用する地理情報となるシステムについて、旅費計算システム以外のシステムでの利用が可能となるシステムについて、旅費計算システム以外のシステムでの利用が具体的に提案されていること。
システム	チケットシステム	旅費に代えてチケットを埋物給付するシステムの概要に関して、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に則したものであって実現性が高いと判断されるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、かつ、各年度ごとの所要経費がそれぞれ予算の範囲内であるとして、全体として経費の削減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものかどうか。

(一七三) 萩原健一氏の業績

萩原健一氏 (昭和三十九年四月十一日生まれ、昭和三十九年四月十一日没) 萩原健一氏の業績

規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十年八月三十日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十年六月二日(月曜日)から同月二十日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

(六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

(七) 受験手数料

九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一九四) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十年八月三十日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 食文化概論

(二) 衛生法規

(三) 公衆衛生学

(四) 栄養学

(五) 食品学

(六) 食品衛生学

(七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚

の 生省令第四十六号) 第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したも

五 受験願書の受付期間

平成二十年六月二日(月曜日)から同月二十日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復

はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年五月二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
宇部市御撫育土地改良区	監事	田中庸之助	宇部市大字末信三五五
千田郷土地改良区	理事	床波 克己	大字中野開作二二一
		河村 一義	大字東須恵四一七七
		西岡 宏道	光市大字小周防二七二七
		三輪 頼伸	周南市大字安田二二八七
		西岡 時夫	光市大字小周防二六九一
		重田 清一	二六四九
		山本 一郎	二五四三
		新谷 逸男	九四一の二
		森田 吉之	一一二の二
		西村 喜市	周南市大字安田六三一
		吉富 靖教	六七三の八
		有馬 民夫	一一七七
		梶山 清人	九五四の一
		矢田部 由美子	九四六の一
	監事	守田 操	光市大字小周防二七二一
		吉富 信夫	周南市大字安田六五三の八
		柳本 光新	光市大字小周防二六五四
		末松 武	周南市大字安田六三五の一
周南市八代南土地改良区	理事	徳本 仁	大字八代一九八三の一



区	宇部市御撫育土地改良	土地改良区	名称	宇部市御撫育土地改良	理事の別	田中庸之助	氏名	住	所
区	千田郷土地改良	土地改良区	名称	千田郷土地改良	理事の別	河村一義	氏名	住	所
区	三輪	土地改良区	名称	三輪	理事の別	西岡宏道	氏名	住	所
区	西岡	土地改良区	名称	西岡	理事の別	西岡時夫	氏名	住	所
区	山門	土地改良区	名称	山門	理事の別	山門康徳	氏名	住	所
区	林	土地改良区	名称	林	理事の別	林憲雄	氏名	住	所
区	新谷	土地改良区	名称	新谷	理事の別	新谷逸男	氏名	住	所
区	森田	土地改良区	名称	森田	理事の別	森田吉之	氏名	住	所
区	西村	土地改良区	名称	西村	理事の別	西村喜市	氏名	住	所
区	吉富	土地改良区	名称	吉富	理事の別	吉富信夫	氏名	住	所
区	有海	土地改良区	名称	有海	理事の別	有海幸生	氏名	住	所
区	吉松	土地改良区	名称	吉松	理事の別	吉松虎雄	氏名	住	所
区	兼森	土地改良区	名称	兼森	理事の別	兼森信行	氏名	住	所
区	国本	土地改良区	名称	国本	理事の別	国本道博	氏名	住	所
区	退任した役員	土地改良区	名称	退任した役員	理事の別	久行 浅野 手島 瀬来 吉松 山本 西田 藤井 浅原 久行 山根 久行 岩崎 廣永	氏名	住	所
区	退任した役員	土地改良区	名称	退任した役員	理事の別	久行 浅野 手島 瀬来 吉松 山本 西田 藤井 浅原 久行 山根 久行 岩崎 廣永	氏名	住	所

(一九六) 基本測量の実施  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。  
 平成二十年五月二日  
 山口県知事 二井 関成

一 作業の種類  
 基本測量(一等磁気測量)  
 二 作業の地域  
 萩市  
 三 作業の期間  
 平成二十年五月十二日から平成二十一年二月二十八日まで

区	周南市八代南土地改良	土地改良区	名称	周南市八代南土地改良	理事	石村務	氏名	住	所
区	久行	土地改良区	名称	久行	理事	久行保夫	氏名	住	所
区	久行	土地改良区	名称	久行	理事	久行睦夫	氏名	住	所
区	久行	土地改良区	名称	久行	理事	久行基弑	氏名	住	所
区	山本	土地改良区	名称	山本	理事	山本卓郎	氏名	住	所
区	寺田	土地改良区	名称	寺田	理事	寺田正人	氏名	住	所
区	廣永	土地改良区	名称	廣永	理事	廣永洋二	氏名	住	所
区	吉松	土地改良区	名称	吉松	理事	吉松省三	氏名	住	所
区	津野地	土地改良区	名称	津野地	理事	津野地静雄	氏名	住	所
区	徳本	土地改良区	名称	徳本	理事	徳本仁	氏名	住	所
区	西田	土地改良区	名称	西田	理事	西田澄男	氏名	住	所
区	久行	土地改良区	名称	久行	理事	久行竜二	氏名	住	所
区	浅野	土地改良区	名称	浅野	理事	浅野忠臣	氏名	住	所
区	光野井	土地改良区	名称	光野井	理事	光野井勇	氏名	住	所
区	守田	土地改良区	名称	守田	理事	守田操	氏名	住	所
区	加藤	土地改良区	名称	加藤	理事	加藤要	氏名	住	所
区	兼満	土地改良区	名称	兼満	理事	兼満一夫	氏名	住	所
区	石村	土地改良区	名称	石村	理事	石村務	氏名	住	所



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「小郡警察署長」を「山口南警察署長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年五月十二日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第七号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第一項」の下に「及び第四項」を、「の警察署長」の下に「（山口県山口南警察署長を除く。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を、「の警察署長」の下に「（山口県山口南警察署長を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「前項」を「第三項」に、「の規定により同項」を「若しくは前項の規定により第三項」に、「第十七条第二項第七号」を「第十七条第二項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる書類のうち山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出することができることとされているものは、山口県山口南警察署の管轄区域内に住所を有する者が提出する場合にあつては、山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出しなければならない。

附則

この規則は、平成二十年五月十二日から施行する。ただし、第二条第四項の改正規定（「第十七条第二項第七号」を「第十七条第二項第八号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年五月二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「三八」を「三七」に改め、同表保管者の欄中

「	警察本部交通部 運転管理課長 各一個 警察署長 各一個	を	「	警察本部交通部 運転管理課長 一個 警察署長（山口県 山口南警察署長を 除く。） 各一個	」	に改める。
---	-----------------------------------	---	---	----------------------------------------------------------	---	-------

附則

この規程は、平成二十年五月十二日から施行する。

### 山口県公安委員会告示第十七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月十二日から施行する。

平成二十年五月二日

山口県公安委員会

表山口県小郡警察署の部所轄警察署の名称の欄中「山口県小郡警察署」を「山口県山口南警察署」に改め、同部陶警察官駐在所の項所管区の欄中「陶」を「のうち陶、名田島」に改め、同部名田島警察官駐在所の項を削る。

---

平成二十年五月二日  
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）